

近世中後期における在方紅花商人の経営形態

——羽川尾花沢村の柴崎家について——

浅井 和

一、はしがき

羽州村山地方における紅花生産と流通の発展は、近世を通して城下町商人たる山形紅花商人の資本に負うところが大きい。彼らは、紅花生産地に集荷機構を組織するとともに、そのほとんどが上方物資の卸売りを経営の主態としていたため、そうした取引関係を背景に紅花の唯一の需要地である京都の紅花問屋との間に、確実な流通ルートを設定していったのである。⁽¹⁾

しかしながら、村山地方の在方に散在的に生産される紅花を、山形城下町の若干の紅花商人の力だけで、上方との流通市場に乗せることは不可能なことであつたはずである。現に、近世中期になると紅花取引を商業部門に組み入れた在方商人の中に、集荷業者や荷主問屋として山形紅花商人に対抗出来る実力を備えた者が現れてくる。⁽²⁾ 彼らは、一方においては高利金融資本家として、あるいは土地集積者としての性格を持ち合わせていた。このことからすれば、商業資本ないしは金融資本にのみ支えられていた城下町商人よりも、ある意味では安定的な存在であつたといふことができよう。

また、生産者たる農民との従属関係や地域性という点から見れば、生産と流通の掌握もより優位であつたと考えられる。ところで、こうした在方紅花商人の経営形態については、生産農民、あるいは仲買商人との関係においては、すぐれた調査がなされてきているが、需要地である京都市場との関わりについては、まだ調査する余地が残されていると言へる。山形紅花商人が京都紅花問屋との大規模な信用取引を背景に巨大な資本を蓄積していっただけに、在方紅花商人の京都との遠隔地取引について分析することは、在方紅花商人の存在形態を考える新たな視点となるであろう。

本稿でとりあげる羽州尾花沢村の柴崎弥左衛門家は『東譚商人鑑』（安政二年刊）には「薬種店」と記されているが、村山、新庄地方の産物の集荷と上方への出荷を経営の主態としていた。同家は凶荒時の貧民救済の功績により、幕権より苗字帯刀御免を認知された家柄で、高利金融資本家としては地域の農民のみならず、新庄、天童、米沢藩等へ大名貸しを行い、文政期には秋田藩の蔵元も務めていた。⁽⁴⁾さらに、明治六年においては立付米が二、〇〇〇俵を越えるほどの土地集積者にも成長している。⁽⁵⁾本稿では、柴崎家に残存する紅花関係の史料を中心に、同家の紅花集荷状況および京都市場との取引について考察することによって、近世中期から後期にかけての在方紅花商人の経営形態を明らかにしていきたいと考える。

二、同族的経営組織

紅花商人としての柴崎家の最大の特色は、紅花の需要地である京都市場との間に、直結した流通ルートを持っていたことである。山形城下町商人たちが、上方物資の取引を背景に京都紅花問屋と密接な関係を持つことによって、集荷し

た紅花を京都市場で安全且つ確実に売り捌くことができたのに対し、在方紅花商人たちは、山形紅花商人ほどの信頼と経営力を持っていなかったがゆえに、紅花問屋仲間制度という独占支配の弊害や遠隔地取引を悪用した京都紅花問屋たちの不正をまともに受けて、致命的な損害を招くことが少なくなかった。村山地方の紅花生産農民や在方商人たちが、近世中期から後期にかけて幾度となく起こした紅花流通機構改革運動は、そうした遠隔地取引に潜む不正から脱却し、自らの流通ルートを確認しようとしたことの現れといえよう。しかしながら、一方では紅花問屋仲間が廃止されて自由取引が復活し、在方仲買人に独立化の傾向が生じてくる中であっても、山形紅花商人の傘下に入ったり、業務提携を結んだりするものが少なくなかった。⁽⁷⁾このような現実⁽⁷⁾は、京都との遠隔地取引が、いかに困難であったかをうかがわせるものである。

ところで、柴崎家の場合は、京都との遠隔地取引を円滑に行うために、同地に別家を設けていた。別家設置の正確な時期は不明であるが、残存する史料から類推すると、同家の商家としての基盤を築いた五代目弥左衛門の時代にあたる宝暦期のころと思われる。別家の屋号は「渡会屋」といい、これは本家である尾花沢の柴崎家が、初期のころ名乗っていたもので、渡会屋初代の当主には、五代目弥左衛門の下で重役手代として仕えていた善右衛門が就いている。渡会屋と本家柴崎家の関係は、後で紅花取引をもとに詳説するが、五代目弥左衛門が明和六年に記した「弥蔵了州遺書之事」の「善右衛門其外手代共八年々身代勘定帳二相印置申候」という件から渡会屋の性格を知ることができる。つまり、渡会屋は別家という形を採りながらも、資本や経営においては本家柴崎家に掌握されていたのである。

さて、この渡会屋善右衛門は京都において紅花問屋としての地位を確立している。京都紅花市場は、明和二年の問屋十四軒仲間の廃止後、自由売買制が復活していたが、天明三年に「御広敷御紅御用」の特権を持つ紅屋久左衛門という

在京の紅染屋が、有力紅花屋十二人からなる紅花撰方仲間を結成した。この制度は、紅花問屋仲間の復活の危険性があるとして多方面からの反対を受けたが、特に旧来から「御広敷御紅染御用達」として、御召物類の紅染御用を承つてきた呉服御用商人十人たちは激しく抵抗した。そして、呉服御用商人たちは、天明四年に生産地からの紅花の出荷を間近に控えて、京都町奉行所に撰方に拘わらない、自由売買の許可を請願するに至った。緊急の問題と捉えた京都町奉行所は五軒の紅花問屋に、呉服御用商人に出入りの下職と称する紅染屋三四人に対する自由売買を許可したのであった。⁽⁹⁾この自由売買権を与えられた紅花問屋の一人に、渡会屋善右衛門が名を連ねていたのである。渡会屋と共にこの特権を与えられた者は、いずれも自由売買の復活後に成長してきた新興の紅花問屋であるが、乱立する紅花屋の中にあつてこうした特権を与えられたということは、京都市場においてある程度の信頼を得ていたことの裏付けとなるであろう。

京都渡会屋は、善右衛門の後、柴崎家七代目当主にあたる倉之助の次男、宗治郎が引き継いでいる。文政四年に記された「本家相統方儀定之事」⁽¹⁰⁾の次の件は、本家と渡会屋の業務提携の実態を表している点で、注目すべきものである。

一、諸事新法取極候節ハ京都宗治郎方江取合之上相決可申事

一、年々店卸勘定調書、同人方江為差登見分為致可申事

さらに、柴崎家に残存する同年の史料には「：家督差支候ハ、此方子孫血族之者為差登、相統為致可申、：」と本家側が渡会屋の存続を保証するということが明記されている。宗治郎の後については、渡会屋関係の史料が残されていないため、その存亡については明らかにできないが、もう一つ注目すべき資料がある⁽¹¹⁾ので紹介しておきたいと思う。次の第1表は、天明三年に結成された紅花撰方仲間の移動状況を示したものであるが、天保三年のところに登場している「柴崎屋宗右衛門」なる人物が柴崎家の同族の者と考えられるのである。

表1 紅花撰方仲間の移動

天明 4年	文化 11年	天保 3年
若山屋 勳右エ門	×	×
若山屋 喜右エ門	○	○
伊勢屋 源助	○	○
伊勢屋 利右エ門	○	○
近江屋 九郎兵衛	○	西村屋 清九郎
山形屋 八郎右エ門	○	布屋 弥兵衛
若山屋 与兵衛	×	柴崎屋 宗右エ門
若山屋 半兵衛	越後屋 新七	○
伊勢屋 善七	村山屋 半兵衛	×
伊勢屋 嘉兵衛	山城屋 武右エ門	○
近江屋 熊次郎	川村屋 藤七	×
山形屋 宗八	吉文字屋 彦市	○

(注) ○印継続 ×印休株 (三井文庫史料による)

今田信一著『最上紅花史の研究』に所収

なぜなら、「柴崎屋宗右衛門」という名が、柴崎家の京都におけるもう一つの別家である村山屋の初代当主、柴崎宗右衛門と同じなのである。また、この村山屋宗右衛門の悻の村山屋七兵衛は、京都市場でも有力な紅花問屋として活躍していたことが知られている。このような点からすると、天保三年に村山屋宗右衛門の血を受け継ぐ者が存在して、紅花撰方仲間に加わっていたということは十分に考えられるわけである。紅花撰方仲間は京都市場に入荷する総ての紅花

から撰花できるという特権が与えられていただけあって、名を連ねている者はいずれも有力な紅花問屋である。よって、こうした中に柴崎家の同族の者がいたということは、極めて注目すべきことであろう。

さて、次にこれらの別家が京都紅花市場でどのような存在形態を取っていたか柴崎家に残存する資料をもとに紹介していきたい。同家には、文化期ごろの物と思われる渡会屋宗治郎宛の紅花仕切書が十数点残されている。⁽¹²⁾ その中には、捺印されていない写しの物も含まれていることからすると、おそらく渡会屋側が取引状況を本家柴崎家に報告するために送った物と考えられる。また、これらの仕切限月は九月と十一月が大部分で、三月切りと五月切りが数件あるが、ほぼ一年間の紅花仕切分とみられる。次の第2表が、その仕切書を問屋別に駄数や代金を整

表2 渡会屋紅花仕切状況（文化期）

問屋名	仕切件数 (回数)	駄数 (64袋1駄 として)	代金 (金) (銀)		諸経費差引高 (金) (銀)	
			両	匁	両	匁
近江屋佐助	3	6	355.3.1	18.2.7	344.0.2	14.8.9
越後屋新七	2	2. 22	145.2.0	5.6.2	(分引) 145.2.0	5.6.2
吉文字屋彦市	1	2. 57	187.2.2	10.3.1	187.2.2	10.3.1
綿屋勇蔵	5	25. 62	1612.2.2	34.0.1	1418.0.0 (仙紅印代引、丸太 代引、分引)	32.1.4
不明	1	2. 45	206.1.2	8.0.9	204.1.2 (分引)	5.3.6
大阪屋清左衛門	2	2. 29	111.2.0	26.9.7	112.2.0	26.9.7
小計	14	42. 23	2618.1.3	43.2.7	2413.0.2	35.2.9

(注) 柴崎弥左衛門家文書 | 渡会屋宗治郎様也 | より作成

理したものである。これより渡会屋との取引先を見てみると、業種により三つに分類することができる。まず越後屋新七と吉文字屋彦市は、先の第1表にもあるように紅花撰方仲間に加わっていたものである。また、近江屋佐助と綿屋勇蔵は、仲介業的機能の濃い紅花荷宿を經營していたことが知られている。大坂屋清左衛門だけは、紅花商人ではなく紅染屋である。この中で、取引総額では綿屋勇蔵が、二五駄六二袋、その代金一、六一二両二分二朱と三四匁一朱でもっとも大きく、大坂屋清左衛門が、二駄二三袋で、代金一一両二分余と一番小さい。しながら、本来の流通ルートから考えれば、在京の紅花商人である渡会屋宗治郎の販売先は、大坂屋清左衛門のような紅染屋のほずである。にもかかわらず綿屋勇蔵ら同業種的な在京の紅花問屋に対しての販売が大部分を占めているということは、渡会屋の存在形態が極めて特異なものであったことを示している。そこで考えられるのが、渡会屋が本家柴崎家から出荷されてくる紅花の委託販売を行う出先機関として存在していたということである。つまり、この場合の渡会屋の業務は、柴崎家から送

られてくる紅花の販売先を決定し、その代金を受け取ることになるわけである。それでは、この取引の實際を、仕切書の記載の様式から見ていくことにしよう。紅花荷宿として有名な近江屋佐助から出された仕切書をみると次の通りである。

書出し

一、金七拾八兩三步也 七拾兩かへ

寸仙玉印拾八メ四丸

一、金八拾壹兩ト式匁八分壹厘 五拾兩かへ

◎宝紅印拾八メ四、拾九メ壹、五丸

一、金七拾五兩三步ト式匁三分四厘 五拾四兩式歩替

寸仙里印拾九メ四丸壹

一、金三拾九兩三步ト五匁六分式厘

△仙金印拾八メ壹丸

同仙錦印拾八メ壹丸拾五紙

メ金式百七拾五兩壹歩ト拾匁七分七厘

内金式兩三步ト壹分五厘 壹分引

差引金式百七拾式兩式歩ト拾匁六分式厘

右之通御座候。御付合御覽可被下候。以上

巳十一月卅日

近江屋佐助

渡会屋宗治郎

これによると、それぞれ銘柄によって値段が異なり、売値の総額から「壹分引」と称して差し引かれていることが分かる。こうした内容は、生産地荷主と京都紅花問屋との間でもつとも多く行われた相対取引と同じものである。「分引」は、「歩引」とも書かれるが相対取引の場合、これは問屋側の口銭となり、それを差し引いた残額が渡会屋側の販売代金となるわけである。生産地荷主との遠隔地取引において、この相対取引が主流を成した理由は、まさにこの「分引」というもので問屋側の収益をあからさまにしていた点にあったといえる。渡会屋という出先機関を持つ柴崎家にとつても、この取引は最も安全なものであったはずである。また、こうした相対取引は、綿屋勇藏との間においてもみることができらる。

ところで、本来、京都紅花問屋が先に示した近江屋佐助や綿屋勇藏らのように「荷受問屋」的な機能を果たしていれば、遠隔地においても生産地荷主たちは安心して取引に応じることができたはずである。しかし、それらがひとたび「仕込問屋」に変質することになると、遠隔地取引には大きな危険が伴ってくる。この場合、問屋側の収益は生産地荷主からの買値と紅染屋等の加工業者への売値との差額となるわけなので、問屋にとつて品物を安く仕入れることは、自らの収益を増やすことにつながるのである。つまり、生産地荷主にとつては、問屋側の思惑一つで損失を招くことになるわけである。こうした京都紅花問屋の「仕込問屋」への変質は、紅花問屋仲間の結成時はもちろん、その後の自由売買制の時代になつても、水面下では確実に行われていた。近世中期から後期にかけて、村山地方の有力生産農民や生

産地荷主らが幾度となく起こした紅花売買場所の新設請願の運動は、まさにこうした問屋側の変質に対抗する手段であったと考えられる。柴崎家が京都に別家を出して、紅花の販売に当たらせただけのも、実はこのようなところに理由があったのかもしれない。渡会屋との取引に見られる越後屋新七や吉文字屋彦市は、その仕切書より「仕込問屋」へ変質している様子がわかる。渡会屋の存在形態を明らかにしていくために、それらとの取引状況についても考察してみたい。

覚

一、金六拾貳兩壹分式朱ト銀三匁七分五厘 金五十五兩がへ

江雨印拾八入四丸、メ壹駄八紙

一、金百貳拾五兩壹歩ト六匁五分六厘 金七十一兩がへ

同仙内六丸拾九入五、拾八入壹、メ壹駄片馬十七紙

メ金百八拾七兩貳歩ト銀拾匁三分壹厘

右之通御座候間、御引合御覽被遊可被申上候 己上

己十月晦日

吉文字屋彦市 ㊦

渡会屋宗治郎様 仕切入

この仕切書には、先ほど紹介した近江屋佐助から出された仕切書にある「分引」やその他の口銭を示すものが記載されていない。つまり、このことは吉文字屋彦市との取引が問屋側に値段の決定が任せられる「任売」で行われたことを示している。越後屋新七からの仕切書からも同様のことが分かる。「任売」は値段の決定権が問屋側にあるわけなので、

当然問屋の利潤も大きく、仕込問屋に近い効果を果たすことになる。吉文字屋、越後屋ともに紅花撰方仲間に加わるほどの有力な紅花問屋であったことからすると、仕込問屋的な経営を行っていたとも考えられる。ここで問題になるのが近江屋佐助ら仲介業の性格の濃い問屋と、これら仕込問屋と化している問屋との買値の違いである。そこで、二つの仕切書において、一駄あたりの相場を比べてみることにしよう。近江屋佐助の場合、仙玉印の紅花が一駄、七拾兩で取引されている。これに対して、吉文字屋彦市の場合、同じ仙台物の仙内印の紅花が一駄あたり七一两とほとんど変わらない。この値段で取引されていることが分かる。仲介業の機能の濃い荷受問屋、つまり近江屋佐助らの仕切書に記載されている紅花代金は、紅染屋の買値にほぼ一致するわけで、本来的には吉文字屋彦市ら仕込問屋の買値とその値段がほとんど変わらないということはありえないことである。なぜなら、仕込問屋は仕入値に利潤を加えて紅染屋に卸すことになるわけで、そのような場合、中間マージンの少ない荷受問屋の方が市場において有利になるからである。投機的な経営を行う仕込問屋にとって、仕入値が高いこと、そして市場における競争力が弱いということは致命的なことになるので、渡会屋との取引は特異な例であると考えられる。こうした取引が成立したのは、京都紅花市場における相場や問屋側に潜在する不正等を熟知していたと思われる渡会屋の存在があったからといえよう。出先機関としての渡会屋の存在が、京都市場における取引においていかに重要であったかが、これらのことより推し量ることができる。

このように渡会屋宗治郎は、本家柴崎家の出先機関として取引の事務折衝にあたっていたわけであるが、自らも紅花問屋として活動していたことが、第2表中にある大坂屋清左衛門との取引よりわかる。紅染屋と直接取引ができるということは、渡会屋が柴崎家の出先機関としての機能だけでなく、自らも紅花問屋としての性格を備えていたことを示しているのである。先述した通り、渡会屋初代当主、善右衛門は紅花撰方仲間と呉服御用仲間との対立に際して、呉服御

用仲間に所属する下職紅染屋への自由売買権を与えられたほどの紅花問屋であった。この時代の取引状況については全く不明であるが、かなりの規模での取引が紅染屋との間で行われていたはずである。しかし、何らかの理由で紅花問屋としての経営規模を縮小しなければならなくなり、宗治郎の代においては、紅染屋に直接販売することよりも問屋との取引の方が多くなっているようである。ちなみに大阪屋清左衛門は、呉服御用仲間に所属する下職紅染屋(14)の一人で、善右衛門時代からの取引がおそらく続いていたのであろう。

以上のように、断片的な史料であるが残存する紅花仕切書をもとに京都市場における柴崎家の取引状況をみてみたのであるが、京都に出先機関として別家を置き、取引に当たらせていたという点は、在方紅花商人としては極めて画期的な経営形態といえよう。そして、これら別家は本家の出先機関としてだけでなく都市商人として発展している点も注目すべきことである。また、渡会屋宗治郎の存在形態を考えると、京都市場における紅花問屋の性格が複雑多岐に亘っていることがわかる。つまり、荷受問屋、あるいは仕込問屋というものだけでなく、その中でも流通上、階級的に位置されていたようである。このことは、自由取引復活後の京都市場が、いかに混沌としていたかをうかがわせるものである。

三、紅花集荷状況

前節では、柴崎家の同族的経営組織の様子と別家渡会屋を通しての京都市場における取引状況をみてきた。そこで、次に尾花沢の名家柴崎家の紅花の集荷状況を取り上げていくことにする。

柴崎家の活動の拠点となった尾花沢は、近世において紅花生産が全く行われなかつたとされている。自然的条件の不
適性、あるいは現金収入源として養蚕業があり、时期的にちょうど紅花の開花期と重なるといことが理由として上げ
られる。村山地方の多くの在方紅花商人が、紅花の生産地に発生し、仲買商人から成長して、京問屋へ紅花を出荷する
荷主になるといふ系譜をたどっていることからすると、非生産地を拠点とする柴崎家は極めて異例な存在であつたとい
えよう。よつて、これらのことからすると、柴崎家は紅花流通上、城下町商人に近い集荷問屋的な性格を持つていたと
考えられる。山形城下町商人の集荷機構をみると、生産地の仲買商人を金融的關係をもとに系列化し、紅花の集荷にあ
たらせている。⁽¹⁵⁾柴崎家の場合、残存する史料からは城下町商人的な集荷機構の存在はみとめられないが、資本力を背景
にした紅花取引の実態を見ることが出来る。このことを次ぎに示す史料⁽¹⁶⁾をもとに見ていくことにしよう。

覚

一、小判金五拾貳兩也

右借用仕候

此引当

丸六都花最上紅花四箇 壱丸二付五百匁袋二而内拾六袋入三箇合印拾九袋入一箇

丸六吉埜同 四箇 壱丸二付拾六袋入

メ紅花八箇也

一、金五兩也 但大石田より江州大津迄ノ為運賃ト相渡申候。

右荷物相渡、書面之金子唯今埵受取借用申所衷正ニ御座候。十月晦日於京都元利金致返済、右荷物受返可申候。其節及

遅滞候ハ、右荷物其元様ニ而御自由ニ御支配可被成候。

右荷物積物万一破船紛失等致候ハ、兩様ニ而互ニ出入無御座候。尤難風ニ逢、荷物無事着致候而も積合之荷物打捨割合等其外臨時之懸物出来候ハ、船方定法之通私方より出金可致候。為其互ニ証文取替仍而如件

天明貳年壬寅八月

上野山十日町荷主

松本 甚兵衛 ㊦

同所加判吉野屋 吉兵衛 ㊦

尾花沢柴崎家弥左衛門殿

山形 加賀屋伊右衛門殿

この証文の内容は、①上山の松本甚兵衛が吉野屋吉兵衛を保証人として紅花引当代の五二両と大津までの運賃五両、計五七両を借用したということ、②元利金は、十月末日までに京都において返済することとし、期限より遅れた場合は売り払いは柴崎家に任すこと、③破船した場合は、柴崎と松本の相方の負担とするが、海上でのトラブルにより紅花が不足したり、臨時の経費が必要になったときは「船方定法」に則って松本側が負担するというものである。

この証文を山形城下町紅花商人、佐藤利兵衛家の荷為替証書と比べると記載様式や本文の内容がよく似ていることが分かる。ただ、柴崎家の場合、①大津までの運賃も貸し付けられていること、②返済の際に利息も取っていること、③引き当てにされている紅花の受け渡し先が明記されていないという三つの点で違いがみられる。まず、③についてみると、佐藤利兵衛家の場合、同家と紅花取引上、懇意な関係にあった伊勢屋源助や綿屋勇藏などを紅花の受け渡し先

として指定している。柴崎家の場合も、「十月晦日於京都元利金致返済、…」ということから、元利金の返済は紅花の受け渡し先となる京間屋からなされるはずなので、当然柴崎家と信用取引が可能な者がそこに存在していなければならぬ。つまり、このことからすると京都の別家渡会屋が引き当ての紅花の受け渡し先と考えられる。時代はやや下がるが、このことを立証できる史料があるので次に示してみる。

借用申金子証文之事

一、金五拾兩也 但シ文字判也

右者此度私紅花差為登ニ付借用仕候処実正明白ニ御座候。尤返済之儀者為登紅花代金ヲ以無相違元利返済可仕候。為後日、依而如件。

文政五年閏正月

山形 佐渡屋久左衛門 ㊦

証人 藤右衛門 ㊦

柴崎弥左衛門殿

京都渡会屋宗治郎殿

記載様式にやや違いはあるものの、借入金金の返済が京都における紅花売代によってなされるという点で、先の史料と内容的にはほぼ同じものといえることができる。そして、本家柴崎弥左衛門とともに京都の別家渡会屋宗治郎が名を連ねていることからして、「紅花差為登」先が渡会屋であることが分かる。よって、同様に考えると、先の史料における松本甚兵衛の紅花送り先も、渡会屋であったといえるわけである。但し、先の史料の年代が天明貳年ということなので、

渡会屋は善右衛門支配の時代と思われる。

このような紅花を引き当てとした金融関係を、柴崎家単独の取引として捉えると、佐藤利兵衛家の場合のような荷為替業務とみることもできるが、別家渡会屋と提携して行っている点からすると単なる金融取引ではなくなっている。なぜなら、この取引を京都において紅花問屋を営む渡会屋の立場から見ると、一つの集荷形態ともいえるからである。つまり、本家柴崎家を窓口にして紅花の集荷を行い、その代金を柴崎家が前貸金として支払っていることである。そのため、前貸金という性格上、その返済にあたっては利息が付くというわけである。ちなみに、前貸金は他の同様の史料から統計的にみると、一駄あたり二五両前後の相場で支払われていることがわかる。これは当時のものからすると、相場的にはかなり低い値段であったように思われる。

この取引をまとめみると、まず紅花の出荷にあたって、柴崎家が荷主にその代金を前貸しする。そして、その紅花は京都の渡会屋宛に出荷され、市場に出されることになる。この代金については、荷主にすでに前貸金として支払われていることから、渡会屋がそのまま受け取るという形になる。次に、柴崎家と渡会屋において前貸金と紅花売代金の決済がなされてこの取引が完結するわけだが、ここにおいてその紅花売代金は上方物資の仕入金に転化されると考えられる。柴崎家は、日用雑貨の店先売りも行っていたので、仕入資金の運用の面から考えても非常に効果的であったわけである。こうしてみてみると、この取引により柴崎家は二重、三重の利潤を得ているといえる。まず、先述した通り前貸金の相場が安いことから京都市場における売値との間の差額が大きくなる。また、前貸金により仕入が確実になるため、相場の変動を利用した投機的な販売も可能であったはずである。そして、その売代金をそのまま上方物資の仕入金に転化することもできたというわけである。

次の第3表が、柴崎家の前貸金を受けて渡会屋に出荷した荷主について、残存している史料から整理したものである。柴崎家から前貸金を受けて、紅花を出荷している者は、寒河江、中野目（山形？）、蔵増（天童）等の有力な紅花生産地帯に多く居住している。このことからすると、おそらく、それらは仲買人、あるいは第二次的買次商人的な性格を持つ者と考えることができる。その中で取引引量がもつとも多いのは、中野目の高橋八十郎で、天明二年においては総計で十駄以上に上っている。また、寒河江石川村の小野長左衛門者たちも、共同で出荷している場合が多いものの、比較的まとまった量での取引がみられる。

これらに対して、山形七日町の虎屋勘四郎、同じく十日町の庄司金助など居住地からみて仲買人とは考えられない者も、柴崎家から前貸金を受けて出荷している。仙台八幡町の佐藤屋源兵衛も異色ではあるが町方の商人といえよう。

いずれも素性が明らかでないが、寒河江石川村の小野金兵衛だけは、宝暦三年に当村の名主を務めていた者と考えられる。年代的に柴崎家との取引から、三十年近くさかのぼることになるが、この人物は京都紅花問屋仲間十四軒の不正行為を監視するため、村山郡内の公料農民たちが「紅花売買場所」の設置許可を京都町奉行所に願ひ出た際に、その請願書に奥書調印しているのである。また、請願書には、石川村の村役六人も奥書調印している。¹⁹このことは、柴崎家の前貸金を受けた者について考えるときに大きな示唆を与えてくれる。つまり、紅花流通機構に対して、極めて敏感な目を持つ石川村の者たちが柴崎家と取引するということは、そこに何らかのメリットがあったと考えられるからである。

第3表に見られる荷主たちは紅花商人とはいえども、いずれも弱小の者たちで、単独で京問屋と取引を行えるような信用と経営力は、持ち合わせていなかったはずである。そんな彼らにとって、柴崎家は京都市場への貴重な窓口であったと考えられる。まして、紅花の出荷に際して、前貸しという形でその代金を受け取ることができるといふことは、代

表3 紅花引当借用状況

年度	荷主	引当紅花量	引当金	運賃・諸経費	備考
天明2年	松本 甚兵衛 (上野山)	袋 131	両分 52 2	両分 5	吉野屋吉兵衛 (請人)
"	虎屋 勘四郎 (山形七日町)	72	25. 2	2. 2	
"	高橋 八十郎 (中野目)	455	167. 2	17. 2	垂石六右衛門 (請人)
"	岸 権十郎 (長崎村)	363	150	3. 3	垂石六右衛門 (取次)
"	高橋 八重郎 (中野目)	23	6. 2	3	垂石六右衛門 (取次)
"	高橋 八十郎 蜂谷 久蔵 (蔵増)	64	15	2. 2	垂石六右衛門 (取次)
"	高橋 八重郎	248	103	8. 3	垂石六右衛門 (取次)
天明5年	佐藤屋源兵衛 (仙台八幡町)	192	80	6. 3	野崎 与三郎 (口人)
"	"	192	80	6. 3	"
"	庄司 金助 (山形十日町)	67	30	2. 2	寿屋 十治 (請人)
"	小野長左衛門 (寒河江石川村)	197	80	7. 2	大沼善太郎(請人) 富樫長兵衛(取次)
"	小野長左衛門 小野 周助 大沼 善太郎 (寒河江石川村)	384	150	15	富樫 長兵衛 (取次)
"	小野 金兵衛 (寒河江石川) 大沼 善太郎	288	110	10	富樫 長兵衛 (取次)
"	大沼 善太郎 小野長左衛門	67	27. 2	2. 2	富樫 長兵衛 (取次)

(注) 高橋八十郎、高橋八重郎は同一人物と思われる。柴崎家文書より作成

金決済が簡素化され、資金運用の面で好都合であったというわけである。

この前貸金制の集荷方法においては、もう一つ注目すべきことがある。第3表を見ると分かるように、取次人として山辺の垂石六右衛門と大石田の富樫長衛兵が存在していることである。断片的な史料のため、断定的なことは言えないが、おそらく彼らは柴崎家の紅花集荷組織の一翼として活動していたものと思われる。

このような、前貸金制という特異な集荷方法は京都渡会屋の存在があつてこそ可能になつたわけで、柴崎家にとつてその存在が、いかに大きかつたかを示すものである。ちなみに、渡会屋が、紅花撰方仲間に関する紛糾中、呉服御用仲間に対する自由売買権を与えられたのは、第3表に見られる取引を前後してのことである。つまり、渡会屋側から見れば、京都市場での発展の背景に、前貸金制という集荷方法が存在していたのである。

四、津軽地方への進出

柴崎家は、文化から文政期にかけて、津軽地方の弘前周辺の村々に、新たな生産地の開発を目的とした投資を行っている。投資は、紅花種の現物と土地仕入代の貸付というかたちで行われていて、残存する史料だけでも、投資を行った村は三十村近くに上っている。同家が津軽地方に進出した理由は明らかでないが、羽州街道を通行する弘前藩士へ融資を行つていたのである⁽²⁰⁾。このことがきっかけとなつたのであろう。

次に津軽地方への投資の実際を、具体的な史料をもとにみていくことにする。

一、花種六升五合

但シ、式升三四郎 沓升藤二郎 沓升五合清左衛門 沓升喜八 沓升寅七

右者私共借用申所実正二御座候。尤之義ハ当取無間違、実正二返済可仕候。為後日、一札如件。

戊寅三月

門外村庄屋 福助 ㊦

柴崎倉之助殿

この史料は、紅花種の現物貸付の借用証文であるが、実際の借用人でない門外村の庄屋が奥書調印しているという点で注目される。他の村においても生産農民が単独で借用することはほとんどなく、庄屋や五人組の名で借用している。このことは、返済を保証させるという柴崎家側の思惑もあると思うが、もう一方では村単位で紅花生産に臨もうとしている生産者側の姿もみることができるともいえる。また、こうした現物による貸付、あるいは土地仕入代の融資は、全て「摘入紅花を以返済」されていたようである。

このような投資で、紅花生産地としての基盤を築いた後、柴崎家は前貸金制による集荷を同地方から行っている。春先に「紅花仕込銭」と称して生産農民に融資し、紅花の現物でその返済にあたらせるといふものである。さらに、こうして集荷された紅花は、上方へ出荷されている。次の史料は、津軽有数の港である鱒ヶ沢の廻船問屋、菊屋善太郎の取次で出荷されたことを示すものである。

覚

一、宋弘万印紅花八箇

右之通り比度大坂橋屋正次郎船為積登申候所相違無御座候。己上

己の七月三日

菊屋 善次郎 ㊦

柴崎治郎七殿

宋は柴崎家の屋号であるから、完全に同家集荷の紅花として京都市場へ出荷されていたことがこのことより分かる。しかしながら、こうした津軽地方への投資は「…紅花殊之外不作ニ而勘定相立兼、残り錢前書之通只今儘ニ借用仕候所実正明白ニ御座候。」などと⁽²²⁾いう史料も見られることから、必ずしも成功したとはいえなかったようである。本州の最北端という自然条件と栽培技術の未熟さにより思うように生産性が上がらなかったためであろう。しかも紅花は干花加工を経て、初めて市場における商品価値が生まれるわけなので、その加工技術も未発達であった津軽地方においては、決して採算の取れる投資ではなかったといえる。このようなことで、柴崎家の津軽地方への進出も文化から文政期の約十年で終わっているようである。

京都市場に津軽紅花がどれほど出回ったか知るすべもないが、柴崎家が津軽地方へ新たな生産地を求めて進出したことは、在方商人という枠を越えた極めて画期的な経営方法といえよう。そして、こうした経営の背景として同家の巨大な資本の存在を認めることができる。

五、むすび

羽州村山地方の在方紅花商人にとって、京都との遠隔地取引は、近世を通して大きな課題であった。農村における干花加工の発展、あるいは京都十四軒問屋仲間の廃止等により、在方紅花商人の中には荷主として単独で京問屋へ出荷する者も多くみられるようになるが、山形城下町商人を中心とする流通は以然として支配的であったといえる。このような状況下で、柴崎家は市場である京都に別家を出し、紅花取引の円滑化を図ろうとした点は特筆されることである。そして、その別家が京都市場で紅花問屋として成功をおさめていることも注目されることである。また、市場と直結したこのルートは、前貸金制という集荷方法でさらに強化されている。この集荷範囲が、村山地方に止まらず奥仙地方、福島方面にまで広がっていることは、その規模がいかに大きかったかを物語るがたつていよう。津軽地方への投資もまた、柴崎家の経営規模、そして資本力の大きさを示すものである。

このように、柴崎弥左衛門家は一在方紅花商人としての枠をはるかに越えた経営規模と資本力を備えていた。最上紅花商人の中では極めて異色の存在といえるが、近世における紅花流通上、大きな足跡を残した紅花商人として特筆される。本稿では同家に残存する史料を網羅することができず、その経営においてはまだ未知の部分が多く残されている。同族的経営組織を含めて、史料の整理、分析に当たることが今後の課題である。

注

- (1) 山形紅花商人の経営形態については、横山昭男「近世後期における紅花流通と城下町商人の存在形態——最上紅花問屋佐藤家を中心として——」(『歴史の研究一四号所収』)や、今田信一著『最上紅花史の研究』(二二—二五〇頁)等により調査・分

析がなされている。

- (2) 大蔵村(山辺町)の稲村家や尾花沢の鈴木八右衛門(清風)、さらに近世後期に入って長崎村の柏倉家等は、山形紅花商人に對抗できる経営規模と資本を備えていたとみられる。稲村家については、湯村幸男「江戸中期に於ける農村商人の一考察——山形県東村山郡大蔵村稲村家を中心にして——」(山大史学一号所収)において、また柏倉家については、井上準之介「近世後期の紅花生産について——出羽国村山郡長崎村柏倉家を中心として——」(国際商科大学論叢・創刊号所収)において、その経営形態の調査・分析がなされている。

- (3) (2) 参照。今田信一著『最上紅花史の研究』(二五—三〇一項)においては、在方紅花商人の経営形態が多岐にわたって紹介されている。

- (4) 柴崎家文書・その二(『尾花沢市史資料』第七輯)

- (5) 『田畑屋舖立村米取調帳』(『天童市史編集資料』二四・二五所収)

- (6) 今田信一著『最上紅花史の研究』第五章 紅花流通機構改革運動の展開

- (7) 横山昭男「近世後期における紅花流通と城下町商人の存在形態——最上紅花問屋佐藤家を中心として——」(歴史の研究一四号所収) 在郷町榎岡の紅花買次商人吉田勘右衛門は、荷主として独自に京問屋へ紅花を出荷していたが、一方では城下町買次問屋の佐藤兵衛家の為替業務を通して京問屋に販売していた。元治元年の為替借金は、一一八〇両にも上っている。つまり、そこには多大の金融の利息を支払うという依存・支配の関係が存在していたといえる。

- (8) 柴崎家文書 五代当主(弥蔵)が遺書として、商売上の戒めや親族への財産分与を記している。

- (9) 前掲(6)に同じ 第六章 問屋制度改変に伴う新事態の発生(第二節 京都における紅花撰花問題)

- (10) 柴崎家文書 本家一党の者たちが経営組織、経営方針等について連名で記している。同家の同族的経営組織の実態がよく分かる史料である。

- (11) 前掲(6)、『最上紅花史の研究』に所収

- (12) 柴崎家文書 「渡会屋宗治郎様也」
- (13) 前掲(6)によると、「分引」は本来、荷物輸送途上の損傷、あるいは目減り等に対する損害補償という意味で、精算時に差し引かれていたのが、時代の下がるに従って慣行化し、手数料的な意味を含めて問屋側の利潤に化したとされている。
- (14) 前掲(6)に同じ
- (15) 横山昭男「近世後期における紅花流通と城下町商人の存在形態——最上紅花問屋佐藤家を中心として——」(歴史の研究一四号所収) 参照
- (16) 柴崎家文書
- (17) 前掲(15)に所収
- (18) 前掲(16)に同じ
- (19) 今田信一著『最上紅花史の研究』第五章 紅花流通機構改革運動の展開(第三節 機構改革運動と問屋制度の廃止)
- (20) 前掲(16)に同じ
- (21) 前掲(16)に同じ
- (22) 前掲(16)に同じ